

専門訴訟の現状と問題点（意見書 14 頁，「専門訴訟への対応」の前注）

1 専門訴訟に対する取組

- (1) 民事訴訟法が改正され、平均的な事件の審理が比較的早期に終局できるようになってきたものの、専門的知見を要する事件は未だに審理に長期間を要している。そのため、専門訴訟を適切かつ迅速に処理するための様々な取組が各裁判所において始められており、例えば、裁判官有志による「専門的知見を利用した民事訴訟の運営」の研究を始め、医療過誤事件が多く係属している東京地裁及び大阪地裁においても、実態調査がされ、それを前提とした医療過誤事件の運用改善に関する提言等がされている。それらの中で、ドイツやフランスにおいては、弁護士自身が専門化しているほか、専門家の協力の下に鑑定人候補者の名簿が充実しており、専門家の確保に苦勞することはないのに対し、日本では、そのような名簿もなく、裁判所には専門家の中でだれが権威があり、適任であるかも分からないし、しかも、専門家になかなか協力にに応じてもらえないとの指摘がある。例えば、大学医学部等に鑑定人の推薦方を依頼しても、適任者がいないとの回答しか得られず、一件の事件で 5、6 か所の大学に照会したり、鑑定人の推薦を得るまでに 1 年以上を要したなど鑑定人選任の苦勞話は枚挙にいとまがない。実際、鑑定人を選任する期間の方が鑑定人が選任されてから鑑定書が提出されるまでの期間よりも長期を要しているとの統計も存する。
- (2) また、昨年 9 月から 12 月にかけて、専門家と率直な意見交換を行うために、裁判官及び書記官に加えて、鑑定人経験者の医師を始め、患者側及び病院側の弁護士の参加も得て、医療鑑定に関する協議会が各高裁で実施された。そのような中で、医師が鑑定を引き受けたがらないのは、自己の研究に専念することが重要で、鑑定を行うことが自己の業績に反映しないという意識にあるのではないかとの指摘や学会、大学に体制的に協力してもらわない限り、公平・中立な鑑定人を選任することが出来ないのではないかとの指摘もされたところであ

る。

2 専門訴訟の問題点

これらの取組の中で、次のような問題点が浮かび上がってきた。

(1) 当事者及び裁判所の専門性の欠如

本来、当事者が主体となって争点整理を行うことが望ましいが、日本における民事訴訟では、通常の事件においても裁判所が主体的に争点整理をリードしていかないと争点整理が難しい状況にあり、専門訴訟においては、裁判所においても適切に争点整理をリードする能力がないことから審理が迷走して審理期間が長期に及ぶ事件が多い。

(2) 証拠の偏在

例えば、医療過誤事件においては、カルテやレセプトなどが医者側の支配下にあり、適切な争点整理をするためには早期の段階でそれらの証拠が相手側当事者に開示されなければ、裁判所も当事者も争点整理のしようがない。

(3) 専門家側の意識

専門家側が多忙で鑑定を引き受ける余裕がない上、鑑定を引き受けても自分に何のメリットがないばかりか、法廷において代理人弁護士の尋問にさらされて不快な印象を持つことが少なくなかったことなどから、専門家に鑑定をなかなか引き受けてもらえない。

(4) 専門家のサポートを得るための訴訟上の態勢の欠如

専門訴訟においては、争点整理に非常に時間がかかっており、この段階から専門家のサポートが手軽に得られれば、適切な争点整理を早期に行うことができるが、現在の訴訟手続上はそのような直接的な手段が存在しない。

このような問題点を解消することができるようなシステムの構築が望まれる。

そこで、意見書15頁以下の方策を提言するものである。